

# 令和5年度 西表島における持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業に係る 企画提案書募集要領

## 1 趣旨

本事業は、西表島において、立入りにあたってエコツーリズム推進法の規定に基づき町長の事前承認が必要となる特定自然観光資源制度の運用を予定していることから、オンライン上での立入承認申請、承認手数料決済機能等を含む申請・決済システムの構築、特に保全上・利用上の必要性が高い4地点における入域管理ゲートの整備及び法律で義務付けられている特定自然観光資源所在区域への注意喚起標識7基の整備を行うことにより、立入承認申請並びに当該申請と紐づけた入域料の徴収及び実際の入域状況との突合による実効性の確保までを一元的に行う入域管理システムを構築し、公開、運用することを目的とする。

## 2 委託業務の内容

企画提案は、下記の業務について提案書を作成して提出するものとする。なお、詳細については、仕様書を参照すること。

### (1) 業務委託

- ① 申請者、運用者の双方にとって利便性の高い予約・決済システム枠組みの提案
- ② 入域管理ゲートに求められる機能及び仕様に関する提案
- ③ 立入承認状況と入域状況の突合を含む入域管理システムの構築方策に関する提案
- ④ 注意喚起標識に求められる表示内容及び仕様に関する提案
- ⑤ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
- ⑥ 事業実施スケジュールの提案

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 提案上限額

53,083,250円（消費税込）

費用区分を、入域管理システムを含むウェブサイトの開発、システムと連携した入域管理ゲート4基の整備及び注意喚起標識7基の整備の3区分にて明確にすること。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## 5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力

団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体発注の自然環境保全分野又は観光振興分野に関する業務実績があること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)及び(2)の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)から(5)までの要件を満たす者であること。

## 6 応募方法

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

- (1) 応募書類
  - ア 応募申請書（様式1）
  - イ 企画提案書（様式2）
  - ウ 会社概要（様式3）
  - エ 業務実績書（様式4）※応募資格(3)が明記されていること
  - オ 積算書（様式5）
  - カ 執行体制（様式6）
  - キ 事業計画（様式7）
  - ク 質問書（様式8）
  - ケ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ
  - コ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
    - ① 定款、規約その他これらに類する書類
    - ② 登記簿謄本の写し

### (2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

### (3) 提出方法

郵送または持参にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

### (4) 提出部数

提出部数は、(1)の「ア 応募申請書（様式1）」及び「ケ 共同企業体協定書」、「コ その他の書類」については1部とし、「イ～キ」の応募書類については10

部とする。

(5) 提出期限

令和5年9月15日（金）14時必着

(6) 提出場所

竹富町役場自然観光課

7 審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。プレゼンテーションを行う場合の開催場所は、竹富町役場またはWEB会議システムにて行うものとする。

ただし、応募者多数の場合は、自然観光課において書類審査を行い、おおむね3者を選定委員会への参加者として選定するものとする。

また、応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

8 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

9 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集期間

令和5年9月4日（月）～令和5年9月15日（金）14時まで

(2) 質問受付

令和5年9月4日（月）～令和5年9月8日（金）14時まで

質問書（様式8）を電子メールにて提出すること

※ 提出先：y-takahashi@town.taketomi.okinawa.jp（担当：高橋）

(3) 応募締切

**※ 令和5年9月15日（金）14時までに関係書類必着**

(4) 企画提案審査

令和5年9月28日

(5) 審査結果通知

令和5年10月上旬

(6) 委託契約締結

令和5年10月上旬（予定）

## 10 その他

### （1）費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

### （2）企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

### （3）提案件数

提出する企画提案書は、1事業者当たり（共同企業体含む）1案に限るものとする。

### （4）応募の無効

募集要領に適合しない応募は無効とする。

### （5）事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成5年竹富町条例第19号）第1条第1項に規定する町の休日を除く、9時から17時までとする。

## 11 提出先及び連絡先

竹富町役場自然観光課（担当：高橋 優人）

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番1

TEL：0980-83-1306（内線3402） FAX：0980-82-6199

E-mail：y-takahashi@town.taketomi.okinawa.jp